

報道各位

新潟市危機管理防災局
危機対策課

国民保護法に基づく緊急一時避難施設の指定について

市では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第148条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急一時避難施設を新たに指定しましたので、お知らせします。

報道機関の皆さまにおかれましては、指定の周知にご協力下さいますようお願いいたします。

※緊急一時避難施設

弾道ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設

記

指定施設名	所在地	収容人数
下塩俵地下横断歩道（国道8号）	新潟市南区下塩俵	約890名
金巻横断地下道（国道8号）	新潟市西区大野町	約145名
西川地下横断歩道（国道116号）	新潟市西蒲区曾根字沢梅	約200名

指定日：令和5年3月8日

※市内の緊急一時避難施設数（令和5年3月8日現在）

150施設のうち地下施設7施設

■本件についてのお問い合わせ先
危機管理防災局 西野
電話 025-226-1141(内線 31141)